

### 第 1 3 4 号議案

足立区長等の給料の特例に関する条例

上記の議案を提出する。

令和 4 年 1 2 月 2 1 日

提出者 足立区長 近 藤 弥 生

足立区長等の給料の特例に関する条例

(区長等の給料月額)

第 1 条 足立区長等の給料等に関する条例（昭和 3 1 年足立区条例第 1 3 号）第 2 条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる者の給料の月額は、同条例別表第 1 に掲げるこれらの者の給料月額から当該各号に定める割合に相当する額を減じて得た額とする。ただし、同条例第 4 条及び足立区長等の退職手当に関する条例（昭和 3 4 年足立区条例第 4 号）第 3 条の規定の適用については、この限りでない。

( 1 ) 区長 1 0 0 分の 2 0

( 2 ) 副区長 1 0 0 分の 1 0

( 3 ) 教育委員会教育長 1 0 0 分の 1 0

(端数計算)

第 2 条 前条により得た給料月額に千円未満の端数金額があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 5 年 1 月 1 日から施行する。

(失効)

2 この条例は、令和 5 年 2 月 2 8 日限り、その効力を失う。ただし、第 1 条第 3 号の規定は、令和 5 年 1 月 3 1 日限り、その効力を失う。

(足立区長等の給料及び退職手当の特例に関する条例の廃止)

3 足立区長等の給料及び退職手当の特例に関する条例（令和 3 年足立

区条例第21号)は、廃止する。

(提案理由)

区長、副区長及び教育長の給料月額を減額する必要があるので、この条例案を提出いたします。